

声明文

2023年1月13日

入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合
事務局長 前堂 亜祐美

昨日、1月12日の朝日新聞朝刊にて、政府が1月23日召集予定の通常国会において入管法案を再提出する方針を固めたことが報道されました。

報道によれば、法案の概要は2021年に廃案となった旧法案を一部修正したものの、旧法案の骨格を維持しており、旧態依然として国際的な人権基準を満たさないばかりか、非人道的な方向へ逆行しかねない法案となっています。

この入管法案の目的は、入管の法的権限を更に強化し、入管が「送還忌避者」と呼ぶ、退去強制処分を受け、送還の対象となっている人たちのほとんどを罰則や規制等を設けて送還を促進しようとするものです。法案が成立されてしまえば、送還を忌避せざるを得ない人たちの、自殺を含めたより強い抵抗を招くものであり、「送還を促進する」という目的と矛盾することは明らかです。

入管庁は「送還忌避者数」が、3,103名であると発表しています(2021年12月21日時点)が、問題は、この送還の対象となっている3000人強の中に、難民不認定となって退去強制処分となった難民の人や、在留特別許可を与えられないまま送還を「忌避」せざるを得ない人たちが数多存在していることです。また、入管がいう3000人強の「送還忌避者」数は、2000年から現在までに蓄積された累計数であり、毎年3000人の「送還忌避者」が増えているわけではありません。私たちが把握しているところ、退去仮放免者の最長期者は21年で、15年、10年以上の人も含めると、その人数は相当の数にのぼります。そのうえ両親が仮放免者で、日本で出生し、生まれながらの仮放免者となった未成年者など、未成年仮放免者が約300人もいます。

帰国すれば投獄や命の危険に遭う恐れがある難民の人たち、退去強制によって家族の結合が破壊されようとする人たち、日本で生まれ育った子どもやその親の人たち、さらに20年、30年以上も日本に滞在し、本国での生活基盤を失い日本で生活基盤を築き、平穩に暮らしてきた非正規滞在外国人の人たちは、退去強制に従うことはできず、当然、送還に抵抗します。

このような送還を「忌避」せざるを得ない人たちに、刑罰等を科すことで送還を促進することはでき得ません。なぜなら、刑罰を科したところで、難民であることや子どもの将来や家族や家庭を失うことなど、送還を「忌避」せざるを得ない事情に変化が起きるわけではないからです。

そもそも、退去強制処分となっても帰国を拒否する「送還忌避者」が増大しているのは、なぜでしょうか。それは、国際難民条約に基づいて保護すべき難民を、難民認定の国際基準であるUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)のガイドラインからかけ離れて難民認定制度を運用し、難民と認定せず、退去強制処分を下していること。そして国内法上の措置である在留特別許可の基準を緩和するどころか、反対に基準を厳格化し、人道上の重大な事由がある人への

在留特別許可を与えず、退去強制を受け入れることができずに日本に留まらざるを得ない「送還忌避者」を入管が自ら増大させてきたことに原因があります。

入管は、この自ら招いた問題を直視せず、送還一本やり方針で「送還忌避者」を削減しようとしてきました。その最悪の結果が、大村入国管理センターにおけるナイジェリア人見殺し餓死死亡事件（2019年）、名古屋入管におけるウィシュマさん死亡事件（2021年）をはじめとする、各入管収容施設でより一層頻発した様々な死亡事件や暴行・傷害事件です。入管は、こうした施策によって起こった結果の重大性について真摯に顧みることなく、引き続き「送還忌避者」を収容し、送還しようとしています。そして本年も法案を再提出して、入管の権限を更に強化しようとしているとみられています。私たちは、このような入管行政の在り方に断固異議を唱え、法案再提出に反対します。

「送還忌避者」問題は、すべての「送還忌避者」を送還しようとするのではなく、①国際基準に基づく難民の受け入れ、②在留特別許可の大幅緩和によって解決すべきです。私たちは、入管の方針転換による送還忌避者の削減によって、入管収容施設の長期収容問題も改善できると考えています。

現在、未成年者の仮放免者は約300人います。未成年仮放免者の両親を含めれば、おおよそ500～600人の未成年仮放免者とその家族がいることとなります。日本人配偶者や永住権や定住者の在留資格のある外国人の配偶者（実子のいるいないを問わず）、在留歴の長い移住労働者、その他、人道上保護すべき重大な事由がある人（例えば、ウィシュマさんはDV被害者として保護すべき対象として扱うべきでした。）もいます。これらの人たちへ在留特別許可を付与し、救済すること。そして、国際基準に基づいて難民認定すること、さらに難民在特で救済することで、大幅に「送還忌避者」を削減することができます。

以上、日本社会に求められていることは、送還促進に固執し続けることで、より多くの犠牲者を生み出すことではなく、入管の方針を国際基準に基づく難民受け入れ、在留特別許可の大幅緩和によって「送還忌避者」を削減する方針に転換させることです。そして、日本の民族差別・抑圧の歴史に起因する戦後入管体制を改革し、入管が外国人を人権侵害の対象ではなく、人権を尊重する対象として扱うことなのです。

以上

「入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合（略称：入管闘争市民連合）」

全国各地の入管問題に取り組む団体・個人の力を集め、入管法改悪阻止と戦後入管体制を改革していく闘いを全国的に作り上げていくため、2021年12月11日に結成。2021年3月6日、当時名古屋入管に収容されていたスリランカ人女性、ウィシュマ・サンダマリさんのような犠牲者を再び生み出さないために、事件の真相究明、入管医療の抜本的改革、入管法改悪法案の廃案、在留特別許可基準の大幅緩和と国際基準に基づいた難民受け入れを求めています。

連絡先 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号
高田馬場トーシンビル4階 暁法律事務所
電話 03-6427-5902
ファックス 03-6427-5903

ホームページ

<https://www.ntsiminrengo.org/>